

大野城市での 医療的ケア児の 保育利用に 関するガイドライン

令和8年3月

< 目 次 >

第1章 基本的事項	2
1 ガイドラインの目的	2
2 保育所で行う医療的ケア	2
第2章 医療的ケア児の保育利用開始までの手続き	4
第3章 医療的ケア児の保育利用開始後の継続実施等について	6
1 医療的ケアの継続実施等について	6
2 利用開始後における医療的ケアの実施内容の変更について	7
3 利用開始後における定期カンファレンスの実施について	7
第4章 実施保育所における医療的ケアの実施体制等について	8
1 医療的ケアの実施体制について	8
2 緊急時の対応	9
3 保育所職員の研修	10
第5章 保護者の了承事項	10
1 医療的ケアについて	10
2 慣らし保育	10
3 体調管理及び保育の利用中止等	10
4 緊急時及び災害時の対応等	11
5 退所、事業実施の中止、決定の取消	12
6 情報の共有等	12
7 その他	13
様式第1号～第9号	14

第1章 基本的事項

1 ガイドラインの目的

医療技術の進歩に伴い、医療的ケアが日常的に必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）は増加しており、医療的ケア児の保育ニーズも高まってきています。令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「医療的ケア児支援法」という。）」が施行され、国や地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが明らかにされており、地方公共団体における支援施策の充実が求められています。

そこで、大野城市において、医療的ケア児の円滑な保育利用、及び適切な支援を行うことを目的として、ガイドラインを定めるものです。

2 保育所で行う医療的ケア

(1) 保育利用の要件

保育利用には、次に掲げる全ての要件を満たしていることが必要です。

- ① 保育所における集団保育が可能であると、主治医が認めること。
- ② 保育所における支援体制が整えられており、医療的ケアの実施が可能であること。
- ③ 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。
- ④ 医療的ケア児の病状や医療的ケアに関する情報を、次に掲げる者の間で、共有可能であること。
 - 1) 保護者
 - 2) 訪問看護事業者等の医療的ケアを実施する者
 - 3) 保育所長、保育士等の保育所職員（以下「保育所職員」という。）
 - 4) 子育て支援課、その他関係課
- ⑤ 必要に応じて、医療的ケア児の主治医と連携を図ることができること。

(2) 医療的ケア実施体制

- ① 医療的ケアを実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、大野北保育所、大野南保育所、又は筒井保育所のいずれかとします。
- ② 医療的ケアを実施する日及び時間は、原則、月曜日から金曜日の平日午前8時半から午後5時までとします。ただし、平日の午前7時から午前8時半及び午後

5時から午後7時までと、土曜日については、医療的ケアを実施するにあたり、看護師や保育士の配置等、十分な支援体制が整う場合には、この限りではありません。

(3) 医療的ケアの内容

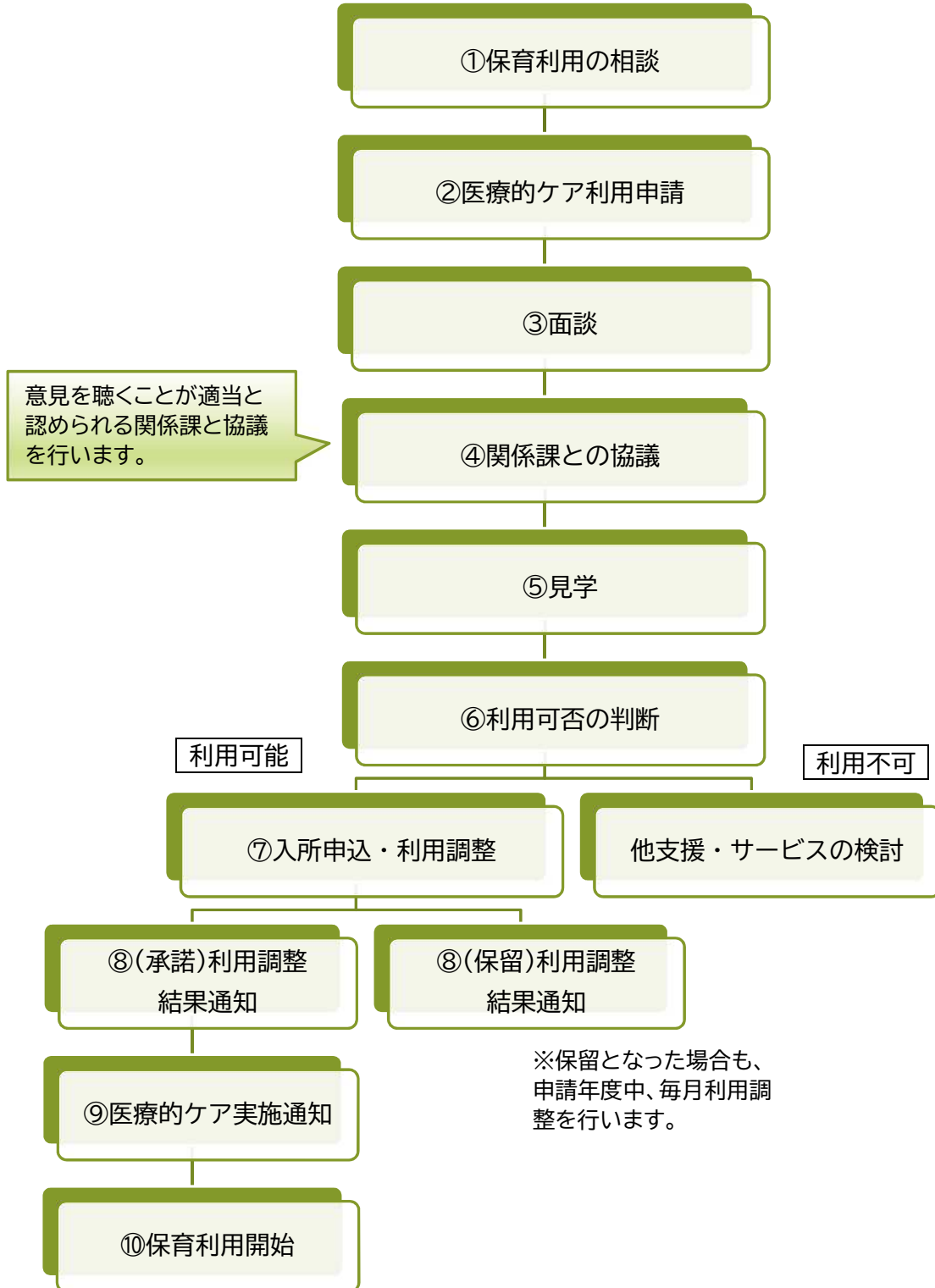
医療的ケア児支援法において、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」と定められています。本市において、実施保育所で行う医療的ケアについては、同法に準じて、以下のとおりとします。

- ①人工呼吸器による呼吸管理
- ②口腔内、鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

なお、保育所で行う医療的ケアは、保育所の人員配置や施設設備などの状況から、安全な提供が可能であると判断された医療的ケアとします。

第2章 医療的ケア児の保育利用開始までの手続き

医療的ケア児の保育利用開始までの手続きの流れは、次のとおりです。



① 保育利用の相談

保育利用の相談に当たっては、保育が必要な家庭の状況や医療的ケア児の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所以外の施設の利用希望等の聞き取りを行います。また、本ガイドラインに基づいて、保育利用に係る手続や保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行います。

② 大野城市保育所における医療的ケア利用(継続)申請書の提出

保護者は、以下の書類を市に提出します。

- ・ 大野城市保育所における医療的ケア利用(継続)申請書 (様式第1号)
- ・ 医療的ケアを受ける児童の調査票 (様式第2号)
- ・ 医療的ケアに関する主治医意見書 (様式第3号) ※
- ・ 医療的ケア実施に関する指示書 (様式第4号) ※

※「医療的ケアに関する主治医意見書(様式第3号)」、「医療的ケア実施に関する指示書(様式第4号)」の費用については、保護者負担とします。

③ 面談

市の保育所担当職員1名、保育所職員1名がご自宅へ訪問し、家庭保育の状況や、医療的ケアの内容等について確認を行います。必要に応じて、保育所の看護師1名も同席いたします。

④ 関係課との協議

市は、医療的ケア児等コーディネーターや保健師等を構成員とする、関係課との協議(以下「関係課協議」という。)を実施し、②で提出を受けた申請書等の書類や③の面談の結果を基に、保育所での集団保育の可否や必要な支援等について検討し、検討結果を利用を希望する実施保育所へ報告します。

⑤ 見学

④の検討終了後、保護者は児童を伴い、利用を希望する実施保育所へ見学を行います。利用希望の実施保育所は、④の関係課協議の結果及び見学の状況を考慮し、実際に対象児童が利用可能か否かの意見を市に報告します。

⑥ 医療的ケア児利用可否の判断

②～⑤を基に、市は医療的ケア児の利用可否を判断し、「医療的ケア児利用(継続)可否通知書(様式第5号)」により医療的ケア児の保護者に通知します。

⑦ 入所申込・利用調整

上記⑥の結果、利用が可能な場合、保護者は、大野城市保育所規則（平成16年規則第21号）に基づき、新規入所の申請を行います。市は、申請を受け付けたときは、大野城市保育所入所措置基準要綱（平成2年要綱第20号）に基づき、利用調整を行います。なお、利用に関し、医療的ケア児に特別な配慮が必要と判断される場合には、個別に利用可否を判断する場合があります。

⑧ 利用調整結果通知

上記⑦の結果、利用可能で、利用に必要な体制及び支援が整った場合は、大野城市保育所規則に基づき、「子ども・子育て支援入所承諾書・保育料決定通知書・支給認定証」を送付します。保留となる場合は、「子ども・子育て支援入所保留通知・支給認定証」を送付します。

⑨ 医療的ケア実施通知

市は、⑧で保護者に「子ども・子育て支援入所承諾書・保育料決定通知書・支給認定証」を送付した場合は、保護者へ「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」及び実施保育所が作成した「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」を送付します。

⑩ 保育所利用開始

保護者は、利用開始の7日前までに、市へ「保育所における医療的ケアの利用に関する同意書（様式第8号）」を提出します。

また、保護者は、利用を開始してから一定の期間、慣らし保育に付き添い、保育の実施内容や医療的ケアの内容等の確認に協力するものとします。

保護者は、保育中の医療的ケアを実施するうえで必要となる物品等のうち、市が、保護者が提供することが適当と認めるものを、保育所へ提供します。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰るものとします。

第3章 医療的ケア児の保育利用開始後の継続実施等について

1 医療的ケアの継続実施等について

- (1) 市は、原則として、年度ごとに、医療的ケアの実施の継続について、医療的ケア児の健康状態等を勘案し、関係課協議を実施するものとし、協議に当たり、保護者に対して必要な資料（様式第1号から様式第4号）の提出を求めるものとします。
- (2) 保護者は、(1)の資料の提出を求められた場合は、市が定める期間までに提出するものとします。

(3)市は、関係課協議により、医療的ケアの実施継続が可能であると認める場合は、継続して医療的ケアを実施するものとします。また、医療的ケアの継続が困難と認める場合(第1章2(1)「保育利用の要件」を満たせなくなった場合は、保護者に対し、退所を求めるものとします。

2 利用開始後における医療的ケアの実施内容の変更について

- (1) 市は、利用開始後、医療的ケアの実施内容に変更が生じた、又は変更が必要と認められる場合は、保護者に対し、改めて「医療的ケアを受ける児童の調査票(様式第2号)」、「医療的ケアに関する主治医意見書(様式第3号)」、「医療的ケア実施に関する指示書(様式第4号)」の提出を求めるものとします。
- (2) 市は、医療的ケアの実施継続について、必要に応じて、関係課協議を実施するものとします。
- (3) 市は、関係課協議により、医療的ケアの実施継続が可能であると認める場合は、継続して医療的ケアを実施するものとします。また、医療的ケアの継続が困難と認める場合(第1章2(1)「保育利用の要件」を満たせなくなった場合は、保護者に対し、退所を求めるものとします。
- (4) 市は、関係課協議により、医療的ケアの実施が不要と認められる場合は、児童の健康状態等を確認し、保護者からの同意を得たうえで、通常の保育利用へ変更するものとします。
- (5) 医療的ケア児が元来持っている疾患等により入院し、その後も引き続き保育所を利用する場合において、市は当該医療機関で退院に向けて実施されるカンファレンス等への保育所職員等の参加を求める場合があります。また、実施保育所の利用再開について、関係課協議を実施し、保護者へ必要な書類の提出を求める場合があります。

3 利用開始後における定期カンファレンスの実施について

実施保育所は、医療的ケアの実施状況を確認し、安全な医療的ケアの提供を行うため、必要に応じ、実施保育所の保育所職員、保護者等でカンファレンスを、定期的に開催するものとします。

第4章 実施保育所における医療的ケアの実施体制等について

1 医療的ケアの実施体制について

(1) 実施保育所の役割

- ① 実施保育所は、「医療的ケアを受ける児童の調査票（様式第2号）」、「医療的ケアに関する主治医意見書（様式第3号）」の内容を確認したうえで、「医療的ケア実施に関する指示書（様式第4号）」に基づき、「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」を作成します。実施保育所は、保護者の理解及び同意のもと、相互に協力し、安全に医療的ケアを実施します。
- ② 実施保育所は、医療的ケアの実施状況や医療的ケア児の健康状態について記録するとともに、定期的、又は随時に、保護者に報告するものとします。
- ③ 実施保育所は、登所前の健康状態や登所中の様子に関する保護者への聴き取り、保育所での様子の観察などにより、当日の健康状態を確認した上で、医療的ケアの実施の可否についてアセスメントを行います。実施の可否について疑義が生じた場合は、保護者又は主治医から意見を聴取するなどして実施の可否を判断するものとします。実施保育所が実施不可と判断した場合は、速やかに保護者に連絡の上、医療的ケア児の保育を中止し、保護者に送迎を求めるものとします。
- ④ 実施保育所の所長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアを安全に実施するため、適切なマネジメントに努めます。

(2) 実施保育所の職員の役割

- ① 実施保育所の職員は、医療的ケア児に対し、安全かつ適切な医療的ケアや、集団保育を提供できるよう、医療的ケアの実施者、実施保育所の嘱託医(以下「嘱託医」という。)及び主治医等と必要な連携・協力を行うものとします。
- ② 実施保育所の職員は、保護者と連携して医療的ケア児の健康状態を把握し、実施保育所内で共有します。
- ③ 実施保育所の職員は、市を介して、嘱託医に対し、医療的ケアの実施に関し、必要な健康診断、意見、助言等を求めるものとします。

- ④ 医療的ケアの実施場所については、感染症対策のため、必要な環境の整備を行います。
- ⑤ 医療的ケア児が使用する医療的ケア実施のために必要な物品・備品等については、保護者と申合せを行い、衛生的に保管・管理するものとします。

(3) 行事・園外活動等の対応

実施保育所は、行事や園外活動等においては、個々の医療的ケア児に合った無理のない内容とすることに努め、あらかじめ保護者への説明と理解を得ておくほか、必要に応じて主治医への確認等を行います。安全な保育の実施のため、保護者の同伴を求める場合は、その必要性などを十分に検討し、保護者の理解と協力を得るようにします。また、体調や当日の天候等により、安全な保育や適切な医療的ケアの実施ができないと保育所等が判断した場合は、参加を見合わせる場合があることについて、事前に保護者の同意を得るものとします。

2 緊急時の対応

- (1) 実施保育所は、医療的ケア児への適切な医療的ケアの実施、健康管理・事故の防止、緊急時への対応等のため、主治医及び嘱託医の協力を得るものとします。
- (2) 緊急時の対応は、実施保育所で別に定める危機管理マニュアルに沿って対応するものとします。
- (3) 実施保育所は、緊急時の対応については、事前に保護者に十分に説明し、あらかじめ同意を得るものとします。
- (4) 医療的ケア児の体調の急変等、緊急時に際しては、直ちに救急車を要請し、病院に搬送する等の対応を行う場合があります。また、医療的ケア児の状況を主治医、嘱託医及び保護者に速やかに連絡するものとします。

3 保育所職員の研修

実施保育所は、医療的ケア児の発達過程や疾病の状況等を踏まえ、安全かつ適切に保育を実施するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識などを身につけられるよう、研修等の機会確保に努めます。

第5章 保護者の了承事項

1 医療的ケアについて

- (1) 保護者は、医療的ケアの実施を受けようとするときは、医療的ケア児をあらかじめ受診させ、「医療的ケアに関する主治医意見書（様式第3号）」及び「医療的ケア実施に関する指示書（様式第4号）」を提出するものとします。また、緊急時対応等に関して、主治医の指導や助言等を求めることが必要な場合には、主治医への受診に保育所職員等の同行を求める場合があります。
- (2) 実施保育所では、関係法令及び主治医の指示書や指導、助言等に基づいて、医療的ケアの実施及び緊急時の対応を行います。

2 慣らし保育

医療的ケア児が、新しい環境に慣れるとともに、医療的ケアを安全に実施するため、一定の期間、保護者も付き添って短時間からの慣らし保育を行い、保育の内容や医療的ケアの内容を確認します。慣らし保育の期間は、医療的ケア児の状況や医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者、医療的ケアの実施者及び実施保育所等と協議のうえ決定します。

3 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) やむを得ない事情により保育中に医療的ケアの実施ができない場合は、保育所の利用ができないことがあります。

- (2) 保護者は、登所前に医療的ケア児の健康観察を行い、顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪いときは、速やかに実施保育所に報告を行い、保育所の利用について、適切に判断するものとします。
- (3) 医療的ケア児が、発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、又は発熱がなくても感染症の疑いがあるときは、実施保育所が保護者等に連絡するため、保護者は、必ず連絡が取れるようにするものとします。また、医療的ケア児の体調不良により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合は、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による医療的ケア児の送迎を求めるものとします。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育所内で感染症が一定数以上発症した場合は、保育所からの情報により、保護者等が保育所を利用するかどうかを判断するものとします。また、保育所の判断で利用を控えてもらう場合があります。
- (5) 実施保育所は、必要と認めるときは、医療的ケア児を、主治医又はその他医療機関等に受診させることができるものとします。なお、その費用は保護者等の負担とします。

4 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 実施保育所は、緊急時には、事前の打合せで取り決めた医療機関等の病院を受診させるものとします。
- (2) 医療的ケア児の体調や病状に急変が生じ、緊急を要するものと実施保育所が判断した場合等については、実施保育所は主治医又はその他医療機関等に連絡を行い、医療的ケア児に係る助言を求めます。また、実施保育所は、保護者等へ連絡する前に医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診又は治療を受けさせることがあります。なお、その費用は保護者等の負担とします。
- (3) 栄養チューブの交換は、保護者の責任のもと、自宅又は受診時に行うものとします。保育中にチューブが抜けた場合は、保護者及び主治医と事前に協議し、「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」に記載した内容に沿って対応します。

(4) てんかん等の既往又は疑いがある医療的ケア児の場合は、保護者が痙攣止めの薬剤を用意するものとします。薬剤の消費期限等の管理及び保管については、保護者等の責任のもとで行うものとします。

(5) 実施保育所は、災害発生に備えて必要となる、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリー等について、必要に応じて主治医への意見等を求めるものとします。またそれらの備品・物品については、保護者に提供を求める場合があります。

5 退所、事業実施の中止、決定の取消

(1) 市は、医療的ケア児の病状等の変化等により、集団保育や保育所での医療的ケアの実施が困難となった場合は、保護者へ退所を求めるものとします。

(2) 実施保育所の人員、施設又は設備の状況により、実施保育所で医療的ケアが実施できなくなった場合、保護者へ退所を求める場合があります。

(3) 保護者が虚偽又は不正な手段により事業の実施の決定を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、事業の実施を中止、又は決定を取り消す場合があります。

6 情報の共有等

(1) 医療的ケア児に対して、医療的ケアを適切に実施するとともに、安心・安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等については、関係機関等で共有するものとします。

(2) 緊急時の対応のために、市に提出された主治医からの「医療的ケアに関する主治医意見書（様式第3号）」及び「医療的ケア実施に関する指示書（様式第4号）」の内容を医療機関、嘱託医等に情報提供することがあります。

(3) 同一の実施保育所に、複数の医療的ケア児が入所している場合において、医療的ケア及び集団保育を実施する上で必要となる場合は、他の医療的ケア児の保護者等との間で、医療的ケア児の状況等について、必要最小限の情報を共有することがあります。

- (4) 医療的ケア児が小学校等に進学するにあたり、医療的ケア児の状況等について、必要に応じ、市教育委員会と情報共有を行うことがあります。

7 その他

保護者は、「第5章 保護者の了承事項」に掲げる事項のほか、市との間で取り決めた事項を遵守するものとします。